

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
1 総合評価方式について (2) 県の総合評価方式において、入札参加者の多種多様な取組みを評価するためには、どのような評価項目を追加(修正)すべきとお考えですか。	入札参加者の多種多様な取組みの評価については、発注者自身が工事特性(地域性や企業実績など)を考慮して応募企業の取組みを評価できるものが必要と考える。	(入札監理課) 工事特性を考慮した評価につきましては、「同一市町村内工事实績」や「入札参加者の所在地」により「地域性」を、「施行能力(同種・類似工事の実績)」や「工事成績」等により「企業実績」を一定程度評価できているものと考えておりますが、今後とも透明性及び公正性の確保を踏まえ、評価項目について分析・検証を進め、より良い評価制度となるよう努めてまいりたいと考えております。
	業界としては、施工能力や工事成績など本業での企業努力、およびボランティア活動や災害時対応など地域への社会貢献に重きを置き、評価されるべきと考える。なお、新卒者等の雇用実績については、小規模な企業が不利になることから、廃止を含め検討する必要がある。	(入札監理課) 工事の総合評価方式については、品質の確保を図り、地元企業の受注機会を確保する観点から、「企業の技術力や」「地域社会に対する貢献度」の配点に一定の重きを置くとともに、工事規模が大きい案件に適用となる簡易型や標準型においては、「施工計画の適切性」や「技術提案」を求め技術力の適正な評価に努めております。 また、「新卒・離職者の雇用実績」については、必須の評価項目ではなく選択項目としており、建設業界における技術者等の減少や高齢化が課題となっている現状を踏まえ、若手技術者等の確保・育成の観点から雇用促進にもつながる有効な評価項目ではないかと考えます。
	追加すべき項目としては、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの地域精通度等を評価項目に設定すべきと考える。	(入札監理課) 現行制度においても「災害応援協定締結」や「同一市町村内工事实績」を評価項目としていますが、現在、国が策定を進めている品確法の運用指針の内容や、国や他の都道府県の対応状況なども踏まえ検討していきたいと考えております。
	改正品確法第8条(受注者の責務)第2項において、「公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。」と定められている。このことは、本会および建設業労働災害防止協会福島県支部が取り組んでいる内容であり、他県で評価項目に採用しているところもあることから、これらの団体に加盟する会員企業をそれぞれ評価すべきと考える。	(入札監理課) 総合評価においては「特定の団体に加盟しているかいないか」の視点ではなく、「当該入札参加者が評価項目の具体的な内容や実績に該当するかしないか」で評価すべきと考えます。「特定の団体への加盟状況」を評価項目とした場合、特定団体への利益誘導にもなりかねず、入札制度の公正性の確保の観点からも、ご提案のような形での評価は困難と考えます。 【参考】 東北管内: 特定の団体への加入を評価項目に設定している県はなし。

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p>評価項目については、企業規模や地域特性により有利になる企業と不利になる企業があるため、究極の総合評価方式と言われる指名競争入札の復活を願う。</p>	<p>(入札監理課) 本県の工事においては、「入札制度改革」により指名競争入札を廃止し、平成19年10月から条件付一般競争入札を全面的に導入しております。 その後、地域密着型工事において入札手続きが長いとのことから、平成20年度に指名競争入札を一部抽出施行し検証してまいりましたが、入札手続き期間の短縮の効果が確認できなかったことから施行を取り止めた経緯がありますので、指名競争入札の復活は非常に困難であると考えております。</p>
<p>1 総合評価方式について (3)県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>総合評価方式は、規模の大きな企業ほど評価が得やすく有利で、小規模な企業は評価を得難く事前に落札できないことが判るため、入札に参加しない状況となっている。このことから、原則実施(現在は予定価格3,000万円以上)の金額を引き上げ、実施しない工事については指名競争入札とすべきである。</p> <p>.....</p> <p>加点評価だけでなく、減点評価があってもよいのではないか。国及び他の公共団体では、当年度受注高が前年度受注高の一定割合に達する、または受注件数に応じて減点措置を講じていると聞き及んでいるところである。一定の企業に落札が集中することをある程度避けるのであれば、このような減点評価は効果があると思われるので、是非ご検討いただきたい。</p> <p>.....</p> <p>入札書の提出から落札者の決定まで期間短縮を求めるとともに、発注機関によって同種・類似工事の評価が異なる場合があるので統一してほしい。</p>	<p>(入札監理課) 公共工事の品質確保の観点からも、一定の技術力が求められる一定金額(設計金額3千万円)以上の工事については、総合評価方式での実施が適当であると考えております。 なお、予定価格が3千万円以上5千万円未満の場合に適用となる特別簡易型の評価項目については、平成23年11月に、価格と価格以外の評価バランスを改善するため、点数が固定化しやすい項目の見直し(直近の工事成績評価への変更、優良工事表彰の廃止、配置予定技術者の技術力評価の追加)などの対応をさせていただいておりますが、今後とも評価項目の得点状況等を検証しながら、競争性の確保とともに、地元建設業者の担う役割も配慮しながら、より良い制度にしてまいりたいと考えております。 また、本県の工事においては、「入札制度改革」により指名競争入札を廃止し、平成19年10月から条件付一般競争入札を全面的に導入しておりますので、指名競争入札とすることは非常に困難であると考えております。</p> <p>.....</p> <p>(入札監理課) 一定の企業に落札が集中することを避けるため、受注高等に応じて減点評価を行うことは、企業努力が反映されないような制度になりかねないとともに、「入札参加意欲の低下」や「特定工事の入札にしか参加しない」といったことにもつながり、現状では応札者なしによる入札不調が増加するのではないかと危惧される所です。 なお、国においては平成26年1月より「手持ち工事量」に応じた加点評価の項目については廃止しております。</p> <p>【参考】総合評価における1者応札発生状況 H25年度:42%(233/555) H24年度:36%(221/618) H23年度:21%(133/635) H22年度:12%(148/1232)</p> <p>.....</p> <p>(入札監理課) 入札書の提出から落札者決定までには、技術提案の審査や入札参加資格の確認などの事務処理を行う必要があるため、総合評価方式の各類型に応じ、一定の期間を要するところであり、平成25年度からは、復興工事等において、復興の加速化を図る観点から、総合評価方式(復興型)を新設し、地元企業の受注機会の確保にも配慮しながら、入札手続きの迅速化を図っているところであり、 また、同種・類似工事の評価については、品質確保の観点から、工事内容や発注規模を踏まえ、当該工事に必要な技術力を適切に評価できるよう基準を設定していることから、案件ごとに評価基準が異なっているものがありますが、福島県総合評価委員会等において、引き続き適切な評価基準の設定に努めてまいります。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p>施工体制事前提出型は、公告から入札、契約までの期間が長いことから、協力会社としては受注予定が立てづらく、書類づくりが煩雑であることから、提出日までの下請契約を締結することは困難な状況にあるので廃止の検討が必要である。</p> <p>良質な公共工事を市場の適正価格で、かつ地域に根ざした企業が受注する仕組みづくりを構築するため、引き続き現行制度の検証を含め、社会・経済情勢の変化や建設市場の環境変化等に応じて、適宜・迅速に不断の改善・見直しを行うことを今後も期待する。</p>	<p>(入札監理課) 復旧・復興事業の加速化の観点から、発注手続きを迅速に行うため、平成25年4月から総合評価方式(復興型)を導入しているところです。施工体制事前提出方式は、下請業者の保護の観点から非常に有効な入札方式であるため、工事内容等を踏まえ、必要に応じて適用してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。</p> <p>(入札監理課) 本県の総合評価においては、技術力の評価のみではなく、企業の地域社会に対する貢献度を評価し、地元業者の受注機会の確保を図っております。品確法等の改正により、発注者の責務として、公共工事の担い手の中長期的な育成・確保が明記されるなどしておりますので、今後とも社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要な見直し・改善を行ってまいります。</p>
<p>2 元請・下請関係の適正化対策について (1)平成26年2月の設計労務単価の改正や復興歩掛など積算基準の大幅な見直しなどで、より現場実態に合った設計積算による予定価格算定に努めております。これらに対し、受注者として、下請契約額や賃金等の支払について、震災以前と異なっている状況があれば、お聞かせください。また、その状況を貴協会がどのように認識されているかお聞かせください。</p>	<p>交通誘導員(A)(B)の単価が実勢単価になっていないので、実情との乖離が見受けられるが、これに限らず、職種によっては、とても実態に合わないものもまだあり、設計との差がまだまだに大きいものがある。 以前は、経費一式という表現だった「下請契約」を、法定福利費、一般管理費、現場管理費、安全費、仮設費、運搬費と明示するようにした企業もある。 協会としては、労務単価のアップは、直接的に賃金の上昇に結び付けられて良かったが、労働力不足から下請業者の見積価格が以前より大幅にアップしている中で、特に鉄筋工、型枠工の高騰が目立ち、元請が赤字で、商社や下請会社が黒字という事例も増えている点に注視し、できるだけ現場実態に合ったものにしていただきたい。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課) 設計労務単価については、公共工事労務費調査の結果を基に、国が各都道府県別に設定しています。これは、年度ごとの設定でしたが、東日本大震災以降、実勢価格を反映した速やかな見直しを国に強く要望してきた結果、被災三県については、新たに客観的調査に基づく変動状況を加味して概ね3ヶ月ごとに見直しを行うとされ、平成25年4月には平均で約20%、さらに平成26年2月には平均で8%の大幅な単価上昇となったところです。 今後も実勢価格の把握に努めるとともに、速やかに設計労務単価に反映するよう取り組んでまいります。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>2 元請・下請関係の適正化対策について (2)平成25年度下請状況実地調査において、下請負報告書の記載と異なる事業者へ施工させていた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。</p>	<p>下請報告書と違う業者の施工については、変更の下請報告書の提出を忘れただけの場合や、最終設計変更が竣工直前のため、変更契約が取り交わせないまま終了するケースもある。変更契約書の取り交わしにつきましても、現場は変更が多く、施工途中段階では数量の確定が難しいのが実態なので、発注者と元請の変更契約の遅れが、下請変更契約の不備に繋がっていることが主要因とも考えられる。 なお、起こってしまった事象に関しては、原因調査を行い必要に応じたチェック体制の強化や改善すべき点は直ちに是正すべきであり、内容によっては罰則を科すべきと考える。</p>	<p>(入札監理課、農林技術課、技術管理課) 今後とも、元請・下請関係の適正化に向け、指導等を強化してまいる考えでありますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。</p>
<p>2 元請・下請関係の適正化対策について (3)元請・下請関係適正化に向けての有効な対策等について、御意見があればお聞かせください。</p>	<p>ただ、元請側としては、発注時期や設計内容の適正化が大変重要である。受注後に発注側の都合による内容変更で下請を待たせることになれば、それだけコスト大になってしまうことをご理解いただきたい。例えば、積算に反映されていない「手待ち」にも費用がかかっているわけであり、そういった費用負担のことで、元請・下請間で問題になることが少なくないので、書面による打ち合わせ記録を取り交わしたりして、トラブルを回避することも大変有効であると考えられる。 なお、行政側の立ち入り検査等も重要であると考えます。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課) 発注者と受注者の協議は、書面による協議を基本としております。出先事務所に対しては、書面による協議の徹底を指導しており、受注者の皆様にも協力をお願いします。書面により協議記録を取り交わすことにより、トラブル回避に繋がると考えております。</p> <hr/> <p>(建設産業室) 建設産業室では、立ち入り検査として建設業法遵守状況等実態調査を毎年行っており、技術者の不適切な配置や不適正な下請契約を確認し、違反状況にあるものについては適宜指導を行うとともに、著しい違反が判明した場合には監督処分を実施しております。(平成26年度、公共工事36工事、内3箇所は整備局との合同立入検査、監督処分実績平成25年度、取り消し1件、営業停止4件、指示処分3件の計8件)</p> <p>(入札監理課) 県発注工事における元請・下請関係の適正化をさらに徹底するため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」の順守状況や、元請・下請関係の実態を把握するために、平成23年度以降、下請状況実地調査を実施し、必要な指導等を行っているところです。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>3 入札不調について (1)技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。</p>	<p>現在は大量の仕事をこなす為、継続雇用制度の活用により、定年を迎えた技術者を主任(監理)技術者として現場を担当させている。しかし、長期的には新卒社員や正職員を計画的に採用できるような、建設業界全体の体制づくりや公共工事の計画的かつ安定的な総量を確保し、その見通しを早期に示すことが重要である。</p> <p>地域や学校に建設業が魅力ある職業であることの継続的なPRはもとより、担い手育成・確保の観点からは、若者が入職したがる業界の仕組み作りが重要で、まだまだ他産業と比べても良いとは言えない労働環境、および給与や休暇などの待遇改善も重要である。</p> <p>例えば、第2・4土曜日の完全休日化やノー残業Dayの採用など、働く人の立場に立ったより良い職場環境づくりが求められていることから、債務負担行為の活用や工事完成時期の平準化など、ゆとりのある適切な工期設定が必要である。</p>	<p>(農林技術課) 県の長期計画である「福島県総合計画」や部門別計画の「福島県農林水産業振興計画」等において整備目標等を策定しているところであり、今後も計画的な公共事業の執行に努めてまいります。</p> <p>(建設産業室) 地域建設業における担い手の育成と確保のためには、今後の公共事業の総量を確保し、その見通しを示していくことが重要と考えております。国に対し、安定的な事業の確保を引き続き要望していくとともに、県土づくりプラン等で事業の見通しを示して参ります。</p> <p>(建設産業室) 今年の7月より地域人づくり事業を活用し、建設業協会とともに、合同就職説明会の開催、処遇改善に向けたアドバイザー事業や労働者育成のための教育訓練に取り組んでおります。 今後においても、業界の実情に合った、労働環境の改善や建設業の魅力発信等に関続き取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>(農林技術課、技術管理課) 職場環境の改善については、今後も官民が一体となって積極的に取り組んでいく必要があると考えておりますので御協力をお願いします。 また、適正な工期設定については、債務負担行為制度を活用し年度を越えた工期での発注を行うなど平準化に取り組んでいるところであります。 なお、必要により年度内に完了できない工事については、繰越承認により年度を越えた適正な工期を確保するなど、柔軟な対応を図ってまいります。</p>
<p>3 入札不調について (2)県では平成26年度から特殊な工法又は技術的難易度の高い工事における実績について、要件の見直しを行うとともに、JVにおける代表構成員以外の工事実績を認めることとし、応札しやすい環境を整えておりますが、このことについてどのようにお考えですか。</p>	<p>橋梁の深礎杭工法等、特殊な工法について、実績が15年以内等と条件が大変厳しいと思われるため、工法ごとの適切な判断を願いたい。過去においての実績を持っているにも関わらず入札に参加できないということは、地産地消や地元企業の育成・発展の観点からも条件の緩和を求めらる。</p>	<p>(入札監理課) 工事等に係る一般競争入札において、トンネル等の特殊な工法又は技術的難易度の高い工事については、品質確保の観点から、入札参加資格条件として、同種・類似工事の実績を求めており、会社の経営(施工)体制や技術者の異動等を考慮し、過去15年以内の実績としているところです。今後とも、品質の確保と併せて、地元企業の受注機会の確保が図られるよう、引き続き、入札参加資格の適正な設定に努めてまいりたいと考えております。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>3 入札不調について (3)県では各種の入札不調対策を講じているところですが、不調対策に有効と思われる取組みがあればお聞かせください。</p>	<p>工事発注の平準化はもとより、適切な工事予定価格の設定や適切な工期の設定をお願いしたい。また、工事予定価格と実勢価格の乖離も問題であり、資材や労務単価の設定についても実情に合った迅速な対応および見積り活用方式の採用をお願いしたい。</p> <p>企業は、受注にあたり施工時期、設計の考え方、予想される利益率、同種工事の施工経験、手持ち技術者数、市町村工事の発注見通し、地域への貢献度等を総合的に判断し、応札・受注するわけであり、その観点を欠いた発注は不調になりやすい。</p> <p>具体的には、①小規模工事や現場条件の悪い工事については、現状に見合った条件での積算、②標準歩掛での積算でなく、それぞれの現場に適した歩掛での設計積算、③現場代理人の常駐緩和を県のみならず、市町村に拡大、④国・県・市の発注時期が重なっているため、発注者間で協議し時期をずらす等分散発注の実施、⑤単価の見直しを毎月行う等スピーディーな運用を検討いただきたい。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注の平準化 工事の発注については、年度当初に年間発注計画を定め、早期発注など計画的な発注に努めているところです。また、工事施工時期の平準化のために、債務負担の設定やO県債を積極的に活用してまいります。なお、必要に応じ、特別な事情により年度内に完了できない工事は、繰越承認により年度を越えた適正な工期を確保するなど、必要な工期確保について柔軟な対応を図ってまいります。 ・工事予定価格と実勢価格の乖離 実勢価格を反映した労務費や資材価格を用いて予定価格設定に努めています。また、入札不調・不落となる工種については、見積りによる歩掛を採用するなど、実勢の反映に努めております。 ・資材や労務単価の迅速な対応 (資材価格)資材の動向調査のスピードアップで、設計単価への反映を早めております。 (労務単価)国と県等が合同で行う公共工事労務費調査により実勢価格を反映し国が都道府県毎に設計労務単価を設定しています。 毎年10月に行った調査結果を基に4月に改訂していますが、今年度は、10月に加え、8月に国が単独で調査を行っており、その結果を踏まえて、県としても速やかに対応してまいります。 <hr/> <p>①及び②(農林技術課)</p> <p>現場条件等が悪く小規模工事の代表的な工種である「ため池工事」については、昨年度、現場施工実態等を検証し現場透水試験などの試験費や余盛り等を積上計上できるよう積算基準を改正しております。</p> <p>また、同様な工種である「治山工事」についても、現場施工実態等を検証し、今年度から生コンの日打設置量や配管損料の設計積算基準を見直したところです。今後とも現場条件を適切に反映できるよう、適宜、施工歩掛等の見直しを図ってまいります。</p> <p>さらに、設計積算にあたっては、常に現場条件を勘案し、仮設や小運搬など必要な工種を計上するよう、機会を捉えて出先機関への周知徹底を図っているほか、「ため池工事」の設計積算にあたっては、現場にあった掘削方法、機種を選定等をきめ細かく行うよう通知しています。</p> <p>①及び②(技術管理課)</p> <p>標準積算基準が適用出来ない現場条件の場合は、見積りにより積算しております。</p> <p>また、入札不調・不落となる工種についても、標準積算基準が、実態と乖離していることが想定されることから、見積りによる歩掛を採用するなど、実勢価格の反映に努めております。</p> <p>③(入札監理課)</p> <p>現場代理人の常駐義務緩和につきましては、平成25年9月から県の発注機関が異なる場合であっても、品質確保や安全管理に支障がない工事に限り対象とできるよう拡大したところです。</p> <p>市町村との常駐義務緩和につきましては、品質確保や安全管理上の問題点や市町村における現場代理人の常駐義務緩和の実態等を確認の上、拡大の可否について検討してまいりたいと考えております。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p>配置技術者の雇用条件の緩和措置については、専任の監理技術者等に求める3ヶ月以上の雇用関係を3ヶ月未満であっても差し支えないとし、その対象工事の明確化を図っていただきましたが、復旧・復興工事の加速化や監理技術者等の有効活用の観点からも通常工事までの対象拡大をお願いしたい。</p> <p>既存工事において、工事の延長等により、配置予定技術者の予定が狂い応札出来ないケースがある。工事発注時の工期や内容等について極力変更等を減らし、工期のズレをなくしていただきたい。</p>	<p>④(農林技術課、技術管理課、建設産業室) 震災からの早期の復旧・復興が求められており、限られた期間において平準化を図っております。なお、福島県建設工事復旧・復興連絡協議会で、県市町村の発注者と建設企業の受注者が情報交換、意見交換を行いながら、工事発注を進めております。工事の工期については、債務負担工事の活用や早めの繰越手続き等を行い、必要な工期を確保するよう配慮しています。また、受注者が、一定期間内において工事着手時期を選択できる「フレックス工事」や、建設資材や労務者の確保に必要な準備期間を確保できる「準備期間確保工事」の活用を行っています。</p> <p>⑤(農林技術課、技術管理課) 資材価格については、毎月(財)建設物価調査会が発行する「建設物価」と(財)経済調査会が発行する「積算資料」による価格の動向を速やかに把握し、単価変動が確認された場合、変動率に関わらず随時単価改正を行っています。</p> <p>(建設産業室) 国に相談いたしました。労働者保護を念頭に置いた制度であり、慎重に扱いたいとの意見をいただいております。今後の状況に適した方策を検討していきたいと考えております。</p> <p>(農林技術課、技術管理課) 請負工事の変更については、発注者と受注者との協議に基づき行うこととしていますが、変更の協議については、このような要望があることを踏まえ適切に対応してまいります。</p>
<p>4 電子入札・電子閲覧について 県では、電子入札・電子閲覧を導入し、入札者の負担軽減や事務の効率化を図っているところですが、その拡大についてどのようにお考えですか。</p>	<p>電子入札・電子閲覧の拡大は大変良いことですので、指名競争入札、随意契約見積、業務委託等についても拡大していただきたい。 なお、PDF形式でも画像となっているため、積算ソフトと連動することが出来ません。テキストを組み込んだPDFとして事務の効率化が出来るようにしていただくのと併せて、土曜、日曜、祝祭日も閲覧可能な24時間体制にしていただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 条件付一般競争入札等における電子入札・電子閲覧の実施については、今後も可能な限り拡大してまいりたいと考えております。</p> <p>PDF形式について(農林技術課) 閲覧図書のうち積算書のPDF化に向けて検討しております。</p> <p>PDF形式について(技術管理課) 平成26年8月1日以降に電子閲覧する工事のうち、道路改良工、特殊構造物、建築・設備など、工種別内訳書の多い工事については、テキストを組み込んだPDFデータで閲覧することとしており、事務所の実情により順次拡大することとしております。</p> <p>(入札監理課) 電子閲覧システムの稼働時間は、現在、平日9時から5時までとしておりますが、稼働時間の延長については、労務条件や労働環境の改善の観点から、慎重に検討して参りたいと考えます。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>5 入札参加資格要件等について (2)国土交通省直轄工事に おいて、元請業者及び一次 下請業者は、原則として社 会保険加入業者に限定され たところですが、下請業者か ら社会保険未加入業者を排 除することについて、御意見 があればお聞かせください。</p>	<p>下請業者であっても加入義務があ れば社会保険に加入するのは当然 のことではあるが、現在の人手不足 の現状では災害復旧工事を進める上 で、完全に排除することは困難であ る。 また、社会保険の加入義務がない 個人事業所や個人事業主が多数存 在することを考慮すべきである。特に 建築工事の専門工種で小規模事業 所が多く存在する状況である。</p>	<p>(入札監理課) 下請業者の社会保険未加入対策については、御指摘いただいた状況等も考慮し、今後の対応を検討してまいりたいと考えておりま す。</p>
<p>5 入札参加資格要件等につ いて (3)県では、若手技術者等 の確保・育成の観点から、 入札参加資格審査におい て、新卒者を採用した場合 を主観的事項の評価項目と しましたが、このことにつ いてどのようにお考えですか。</p>	<p>建設業界では、技術者不足や労働 者の高齢化が課題となっている現 在、若手技術者等の確保・育成の観 点から、新卒者を採用した場合に評 価されることは、若年者の入職促進 に繋がり課題解決となるため評価し ます。 また、年齢制限を設けて若手の中 途採用も含めて評価すれば、さらに 効果が上がり、若手の再就職支援に 繋がるのではないかと。</p>	<p>(入札監理課) 平成23年4月1日以降に卒業した者であれば、中途採用者であっても、新卒者と同様に加点対象としています。</p>
<p>6 品確法等三法改正につ いて (1)建設工事の担い手の育 成・確保のため、どのような 取組みをされているかお聞 かせください。</p>	<p>地域建設業における担い手の育成 と確保は、将来の事業量が密接に関 係するため、今後の公共事業の計画 的・安定的な総量を確保し、その見通 しを早期に示すことが重要である。将 来の見通しがあってはじめて、企業 は計画的な採用と人材育成が可能と なるのではないかと。</p>	<p>(農林技術課) 県の長期計画である「福島県総合計画」や部門別計画の「福島県農林水産業振興計画」等において整備目標等を策定しているところであり、今後も計画的な公共事業の執行に努めてまいります。(再掲 3-1) (建設産業室(土木企画)) 地域建設業における担い手の育成と確保のためには、今後の公共事業の総量を確保し、その見通しを示していくことが重要と考えております。国に対し、安定的な事業の確保を引き続き要望していくとともに、県土づくりプラン等で事業の見通しを示して参ります。 (再掲3-1)</p>
<p>6 品確法等三法改正につ いて (2)品確法等三法改正を踏 まえ、発注者に対する御意 見があればお聞かせくださ い。</p>	<p>福島県におかれては、県内市町村 に改正品確法の趣旨を確実に伝える とともに、発注者と受注者が同法を十 分理解し、歩切り根絶などを実行す ための環境づくりをお願いする。</p>	<p>(入札監理課) 県として、市町村に対し、品確法、入契法、建設業法の改正趣旨を伝達するとともに、技術的な助言等を行い、品確法等の改正目的や理念の実現が図られるよう努めてまいりたいと考えております。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>7 その他 その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>受発注者間の連携が功を奏している除雪業務のように、現在の県建設工事復旧・復興連絡協議会を継続し、様々な情報共有や意見交換を実施しながら、発注時期の平準化など円滑な公共工事の推進に取り組んでほしい。</p>	<p>(建設産業室) 今後においても、円滑な公共工事推進のため受発注者間における情報共有や意見交換の取り組みを継続して行きたいと考えております。</p>
	<p>現地と設計図書が合わない案件が見受けられるので、その場合には施工業者が起工測量するのではなく、発注者と測量・設計業者が速やかに対応してほしい。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課) 現地と設計図書が合わないものについては、起工測量の範囲で変更対応することや、測量設計業者が修正する、費用を変更計上したうえで受注者が修正するなど、発注者と受注者が協議し、事案に応じた対応をすることとします。</p>
	<p>標準より優れた技術提案や現場条件に適した積算をした場合、予定価格を超えた金額でも契約可能となるような、柔軟な契約制度を検討し国に求めてほしい。</p>	<p>(入札監理課) 予定価格は、地方公共団体が契約を締結する際に、競争の公正性を確保するため、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する見積価格で、地方自治法(第234条第3項)の規定に基づき、地方公共団体は予定価格の制限の範囲内で入札した者を契約の相手方とするものとされており、法令の改正がなされない限り、予定価格を超過する入札者を契約相手方とすることはできません。予定価格の設定については、標準積算と適合しない場合の見積価格の採用や、現場の実態に即した積算手法を用いる等の対応をしているところであり、引き続き現場条件等に適合した工法や手順を採用するとともに、市場単価を適正に反映の上、設定するよう努めてまいります。</p>
	<p>今後とも入札契約制度の公正で透明性の高い、そして競争性の観点から、地域建設産業の健全な持続発展のため、より良い制度構築に向け取り組んでほしい。</p>	<p>(入札監理課) 福島県においては、透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した入札制度を構築するため、入札等制度改革に取り組んでおり、今回の品確法等改正の趣旨も踏まえ、引き続き、より良い入札制度の構築に取り組んでまいります。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県総合設備協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>1 総合評価方式について (1)県では、工事の総合評価方式において平成26年4月より配置予定技術者の実績について現場代理人での実績も評価することとしましたが、このことについてどのようにお考えですか。</p>	<p>現場代理人も評価される事は応札の幅が広がり大変良いですが、実績については過去15年間までとして頂きたい。</p>	<p>(入札監理課) 評価対象期間の拡大については単純に拡大すると全ての入札参加者が加点対象となるなどの支障が生じる可能性もあることから、近年の公共工事の発注状況や評価項目の得点状況等を十分検証しながら検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【参考】「配置予定技術者の施工能力」の得点割合 ※発注種別：電気、通信、機械、暖冷房衛生 H25年度：45.3% H24年度：44.2% H23年度：35.6% H22年度：42.7% 注)特別簡易型については平成23年11月から評価項目となったため平成22、23年度の割合算出には含めていない。</p>
<p>1 総合評価方式について (2)県の総合評価方式において、入札参加者の多種多様な取組みを評価するためには、どのような評価項目を追加(修正)すべきとお考えですか。</p>	<p>施工能力・優良工事表彰等(簡易型・標準型)の加点対象を特別簡易型と同様に過去15年以内として頂きたい。</p>	<p>(入札監理課) 設備関係(電気、通信、機械、暖冷房衛生)の「企業の施工能力」の入札参加者得点割合については震災以降80%台を推移している状況であり、評価対象期間を単純に拡大すると全ての入札参加者が加点対象となるなどの支障が生じる可能性もあることから、近年の公共工事の発注状況や評価項目の得点状況等を十分検証しながら検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【参考】 「企業の施工能力」及び「企業の優良工事表彰」の得点割合 ※発注種別：電気、通信、機械、暖冷房衛生</p> <p>(1)企業の施工能力 H25年度：81.4% H24年度：86.7% H23年度：67.8% H22年度：65.6% (2)企業の優良工事表彰 H25年度：9.3% H24年度：8.0% H23年度：4.6% H22年度：17.7% ※H23年度の得点割合が低いのはH23年度の優良工事表彰が中止になったことも原因と考えられる。</p>
<p>3 入札不調について (1)技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。</p>	<p>時勢に応じた賃金の見直し、待遇改善等を行っております。 また、技術者不足への対応は、引退した経験者の再雇用、新卒者の採用などを行っておりますが、技術者養成機関(専門学校等)の拡充、更なる常駐の緩和をお願いします。</p>	<p>(建設産業室) 技術者不足への対応としては、 ①一体性または連続性がある工事や資材調達を一括で行う工事さらに相当部分を同一の下請で施工する場合でかつ現場相互の距離が10km程度までであれば専任の主任技術者の兼務を可能とした(2件程度)。 ②専任の監理技術者等に求める3ヶ月以上の雇用関係を災害復旧等の緊急を要する工事に限り3ヶ月未満であっても可とした。 ことにより要件を緩和していますが、監理技術者等が行える工事の監理には限界があることから、公共性のある工作物に関する重要な工事において、適正な施工をより厳格に確保するためこれ以上の要件緩和は難しいと考えております。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県総合設備協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>3 入札不調について (3)県では各種の入札不調対策を講じているところですが、不調対策に有効と思われる取組みがあればお聞かせください。</p>	<p>下記取組みが有効であると思えます。 ①発注時期の平準化 ②労務単価、最低制限価格の引き上げ ③工事書類の簡素化、現場代理人の更なる常駐緩和 ④状況による次年度への繰越し</p>	<p>①発注時期の平準化(農林技術課、技術管理課) 工事の発注については、年度当初に年間発注計画を定め、早期発注など計画的な発注に努めているところです。また、工事施工時期の平準化のために、債務負担の設定やO県債を積極的に活用してまいります。</p> <p>②労務単価の引き上げ(農林技術課、技術管理課) 設計労務単価は、毎年10月に国と県等が公共工事を受注している建設業者の賃金台帳を基に、労働者の賃金実態を調査する公共工事労務費調査の結果を基に国が都道府県別に設定しています。</p> <p>②最低制限価格(入札監理課) 最低制限価格等については、国の平成25年5月16日からの水準引上げを受け、福島県においても、平成25年9月10日から水準を2%程度引き上げ、予定価格の概ね87%から92%程度水準にしたところであり、今後も、国の動向等を見据えながら工事の品質確保が図られるよう、必要に応じて見直しを行っていきたくと考えております。</p> <p>③工事書類の簡素化(農林技術課、技術管理課) 工事書類の簡素化については、これまで、取り組んでまいりましたが、更なる簡素化については、具体的に要望いただけますようお願いいたします。</p> <p>③現場代理人(入札監理課) 現場代理人の常駐義務緩和につきましては、平成25年9月から県の発注機関が異なる場合であっても、品質確保や安全管理に支障が無い工事に限り対象とできるように拡大したところ、更なる常駐義務の緩和につきましては、現場代理人の常駐義務緩和の実態や品質確保・安全管理への影響等を確認し、拡大の可否について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>④状況による次年度への繰越し(農林技術課、技術管理課) 必要に応じ、特別な事情により年度内に完了できない工事は、繰越し承認により年度を越えた適正な工期を確保するなど、柔軟な対応を図ってまいります。</p>
<p>4 電子入札・電子閲覧について 県では、電子入札・電子閲覧を導入し、入札者の負担軽減や事務の効率化を図っているところですが、その拡大についてどのようにお考えですか。</p>	<p>① 発注管内事務所に行かなくてもパソコン上で図面・文書を閲覧・そして入札が出来るようになりましたので大変いいことだと思います。これからは拡大方向でお願いしたいと思います。また閲覧文書の文字が、たまに不鮮明で見えない場合もありますので、閲覧文書の鮮明な図書の提供を願いたいと思います。 ② 今後もすべての入札の電子化を進めていただきたい。</p>	<p>①(農林技術課、技術管理課) 適正な閲覧図書の作成に努めます。</p> <p>②(入札監理課) 入札の電子化を推進していきたくは考えておりますが、電子入札利用登録をしている業者数が工事等請負有資格業者数の3割程度に止まっている現状では、電子入札利用者登録数の拡大を図ることが課題であると認識しております。</p> <p>【参考】 電子入札利用者登録数(平成26年4月現在) 工事:555/2,375=23.4%、測量等委託業務:308/834=36.9% 計863/3,209=26.9%</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県総合設備協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>5 入札参加資格要件等について (2)国土交通省直轄工事に おいて、元請業者及び一次 下請業者は、原則として社 会保険加入業者に限定され たところですが、下請業者か ら社会保険未加入業者を排 除することについて、御意見 があればお聞かせください。</p>	<p>二次・三次の下請業者については、 まだ会社組織にしてない業者もあり 一律に社会保険未加入業者を排除 することは、時期尚早ではないかと思 います</p>	<p>(入札監理課) 下請業者の社会保険未加入対策については、御意見等も考慮し、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>5 入札参加資格要件等について (3)県では、若手技術者等 の確保・育成の観点から、 入札参加資格審査におい て、新卒者を採用した場合 を主観的事項の評価項目と しましたが、このことにつ いてどのようにお考えですか。</p>	<p>新卒採用についておおいに評価し たいと思いますが、若手の転職者(中 途採用者)も評価項目に入れてほし いと思います。</p>	<p>(入札監理課) 平成23年4月1日以降に卒業した者であれば、中途採用者であっても、新卒者と同様に加点对象としています。</p>
<p>6 品確法等三法改正につ いて (2)品確法等三法改正を踏 まえ、発注者に対する御意 見があればお聞かせくださ い。</p>	<p>現場の作業員不足等により工期が 遅れることも予測される大型工事等 については、適正な工期設定をお願 いしたいと思います。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課) 適正な工期設定については、債務負担行為制度を活用し年度を越えた工期での発注を行うなど平準化に取り組んでいるところであり ます。 なお、必要により年度内に完了できない工事については、繰越承認により年度を越えた適正な工期を確保するなど、柔軟な対応を 図ってまいります。</p>
<p>7 その他 その他現在の県の入札制 度について、御意見等があ ればお聞かせください。</p>	<p>今後の発注予定工事を可能な限り 詳細になるべく早く公表して頂きた い。</p>	<p>(農林技術課、建設産業室) 工事等の発注見通しについては、今後も可能な限り早期に公表するとともに、精度向上に努め、応札しやすい環境づくりに取り組 んで参ります。</p>
	<p>3千万円以上の下請が予測される 工事については、応札条件として特 定建設業許可業者の制限を付け加 えて発注して頂きたい。</p>	<p>(入札監理課、建設産業室) 契約後に施工体制が決まるケースもあり、下請金額がどの程度になるかは事前に予測困難であることから、入札参加資格条件とし ては設定しておりませんが、建設業法の規定に基づき、下請代金の額が3,000万円(建築工事の場合は4,500万円)以上となる場合 は、特定建設業の許可が必要となります。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県建設専門工事業団体連合会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>1 元請・下請関係の適正化対策について (1)平成26年2月の労務単価の改正による適切な賃金水準確保のため、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>実勢単価調査方式による労務単価の決定は、長引いたデフレと低入札による影響で、あまりにも現実離れた単価まで下落していましたので、一部改善はされたものの、未だに後継者育成を考えることができる単価にまではなっていないのが現状です。公共事業の労務単価の決定方式は、公共事業そのものが、インフラ整備という、なくてはならない性質上、その業務に携わる各々の業種の方々が、後継者育成はもとより永続的に業務を行える年収の確保が必要とっております。現状の単価をもとにした年収では後継者は育たないと感じます。国の抜本的な改革が必要と思えます。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課) 設計労務単価は、毎年10月に国と県等が公共工事を受注している建設業者の賃金台帳を基に、労働者の賃金実態を調査する公共工事労務費調査の結果を基に国が都道府県別に設定しています。</p>
<p>1 元請・下請関係の適正化対策について(2)平成25年度下請状況実地調査において、下請負報告書の記載と異なる事業者に施工させていた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありました。このような状況についてどのようにお考えですか。</p>	<p>技能員及び作業員不足によって、各現場において工期の遅れは大きな課題です。その影響で、当初予定していた人員が急遽変更になることが頻繁に起こっております。その結果、記載と異なる事業者の施工がなされる可能性があると考えられます。報告書の変更手続きの簡略化が望まれると思えます。</p>	<p>(入札監理課) 事務手続きや提出書類の簡素化については、可能な限り対応しておりますが、下請負報告書は、適正な契約締結の確認や品質確保上必要なもので、内容変更等があった場合は速やかな再提出を求めているものですので、御理解願いたいと思えます。</p>
<p>2 入札不調について 作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技能者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。 (1)技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。</p>	<p>作業員確保の現状は、地元の人員では対応しきれず、時には交通費や宿泊費等経費をかけてでも遠方からの応援を頂いております。 技能者は、当たり前ですが一人前になるためには数年の時間がかかります。そのようなことを考えると、先にも述べたように、業務として魅力ある賃金体系の確立が早急に必要と思えます。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課) 東日本大震災の復旧・復興工事の増大に伴い、労働者不足が生じていることから、地域以外から労働者確保が必要となった場合、必要となる宿泊費等を設計変更により対応することとしております。 また、宿泊施設を近隣で確保出来ない場合には、労働者宿舍の設置・撤去費用を設計計上することが出来ることとしております。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県建設専門工事業団体連合会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>3 品確法等三法改正について 品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。</p>	<p>法律にのっとった仕様に応じた、適切な予算の確保をお願いします。</p>	<p>(農林技術課、建設産業室) 実勢価格や求める仕様に応じた適切な工事価格の算出に努めるとともに、必要な予算の確保に努めて参ります。</p>
<p>4 社会保険未加入対策について 国土交通省直轄工事において、元請業者及び一次下請業者は、原則として社会保険加入業者に限定されたところですが、下請業者から社会保険未加入業者を排除することについて、御意見があればお聞かせください。</p>	<p>社会保険の加入は、本来当たり前のことと思いますが、何故未加入者が存在するのかを考えれば、その分の予算がついていなかったことが原因だと思っております。しっかりと予算を計上して頂き、労働者全員が加入できるようにした上で、未加入業者を排除することを望みます。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課) 設計労務単価は、毎年10月に国と県等が公共工事を受注している建設業者の賃金台帳を基に、労働者の賃金実態を調査する公共工事労務費調査の結果を基に国が都道府県別に設定しています。 また、平成25年4月の単価改正から、公共工事設計労務単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、法定福利費(本人負担分)相当額を反映しています。</p> <p>①(入札監理課) 平成27・28年度の工事に係る入札参加資格審査から、社会保険への加入を資格審査を受けるための要件とし、県発注工事の請負有資格業者名簿に登録できる建設業者を、社会保険加入業者に限定しました。</p> <p>①②(技術管理課、建設産業室) ①建設業許可申請時及び経営規模等評価申請時に社会保険加入の確認・周知・指導を行っており、指導後も未加入の場合は、保険担当部局(福島労働局、日本年金機構)に通報しております。適切な賃金水準確保に対する相談は建設産業室にはありませんでした。 (相談窓口:新労務単価フォローアップ相談ダイヤル) ②全ての作業員につき、社会保険加入を推進するために、法定福利費をできるだけ明確にしていくことが必要であることは理解します。 今後その方法等について国などとも調整しながら検討してまいります。</p>
<p>7 その他 その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>需要と供給がアンバランスな現状ではありますが、今後も地産地消の意味でも、地元企業優先の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>(入札監理課、農林技術課、建設産業室) 県内建設業者の育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則としており、今後とも可能な限り地元業者の受注機会の確保に配慮してまいります。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県土木建築調査設計団体協議会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>1 総合評価方式について (1) 県の総合評価方式において、技術力を適正に評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。</p>	<p><土木設計関係> 測量設計等の委託業務は、技術的な工夫の余地が小さいため、技術力を適正に評価することが極めて困難であると考えます。</p>	<p>(入札監理課) 測量等委託業務においても、技術的に高度な業務や独自性の強い業務があると考えておりますが、技術的工夫の余地が小さい業務については総合評価方式簡易型(技術者型)を適用しており、簡易型(技術者型)の場合「企業の実績」及び「配置技術者の技術力」の配点割合は加算点合計の66%を占めており、技術力を適正に評価するため対応しているところです。</p> <p>【参考】 簡易型技術者型の配点 企業の技術力(1.5点)【8%】+配置予定技術者の技術力(11.0点)【58%】+地域社会への貢献(6.5点)【34%】=19点</p>
<p>1 総合評価方式について (2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p><土木設計関係> ① 総合評価方式については、成果品の品質向上を求める標準型や簡易型提案型のように、橋りょうの予備設計、大規模な路線の検討、大規模な概略設計、特殊構造物の設計など、高度な技術力を要し、難易度の高い業務にのみ適用していただきたい。 ② 総合評価方式は、書類作成に多くの時間を費やすために負担が大きい。事務的な負担が少なく、地域に見合った企業力(経営実態・業務実績)を総合的に評価できる制度の構築を検討していただきたい。</p> <p><建築設計関係> ・建築設計の新築、改築は公募型プロポーザル方式を原則として要望するが条件付き一般競争入札では総合評価方式が望ましいと考える。</p>	<p>(入札監理課) ① 県の測量等委託業務においては、業務の性質・内容に応じて公募型プロポーザル方式や総合評価方式、価格競争方式など多様な入札制度によれることとしています。 総合評価方式においては平成21年1月より試行していますが、入札参加者の提示する技術などによって、入札価格の差異に比べて成果に差異が生ずることが期待できる業務を対象として行っておりますが、今後とも試行を継続していく中で、対象業務の適用範囲等について検証しながらより良い制度にしていきたいと思います。</p> <p>② 技術的な工夫の余地が大きく、技術提案等を求めることによって成果品の品質向上を期待できる業務については、技術審査書(実施手順や業務計画書)等の提出を求めることとなりますが、業務内容によっては技術審査書の提出を必要としない「簡易型(技術者型)」も実施しているところであり、入札参加者の事務負担の軽減にも配慮しております。</p> <p>【参考】 H25年度実績 全72件 : 標準型6件(8%)、簡易型提案型5件(7%)、簡易型技術者型61件(85%) H24年度実績 全139件 : 標準型7件(5%)、簡易型提案型28件(20%)、簡易型技術者型104件(75%)</p> <p>(入札監理課) 設計者の選定方式については、当該建築施設に求められる創造性や独自性の程度、技術的工夫の余地、類似施設の有無などを総合的に判断し決定していきたいと考えております。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県土木建築調査設計団体協議会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>2 技術者の確保について 技術者の確保の現状と対応策についてお聞かせください。</p>	<p><土木設計関係> (現状) ・技術の継承のためにも、新規採用を実施したいが、近年の厳しい受注環境の中では、将来の受注見通しが立たないので、新規採用を控えている。 ・中堅クラスの技術者が少ない。会社の技術力アップの観点から中途採用社員も考えているが、首都圏と地方との給与格差があり、厳しい雇用環境にある。 ・復興再生業務が本格的に実施されていく中で、発注者支援業務も増加しているが、限りある技術者を発注者事務所に常駐させることは極めて困難な状況にある。 ・特に測量については、専門技術者の教育養成機関が減少していることから技術者の育成・確保が難しい状況にある。</p> <p>(対応策) 将来の業務量確保が見通せない現状では、新たな技術者の確保に踏み切れない状況にあるが、将来的に会社を維持するためには若手技術者の確保が喫緊の課題となっている。積極的に求人活動を実施しているが、若手人材の確保は厳しい状況にある。将来に展望が持てる業界になることが、人材確保の必須条件と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再雇用及び契約社員等の活用 ○大学・高校への訪問 ○インターンシップ等を通じた企業情報の発信 ○業界の積極的なPRによる社会的な認知度の向上 ○技術者の待遇改善 ○労働環境の改善、業務の適正配分等を通じた長時間労働の回避 	<p>(建設産業室) 地域建設業における担手の育成と確保のためには、今後の公共事業の総量を確保し、その見通しを示していくことが重要と考えております。国に対し、安定的な事業の確保を引き続き要望していくとともに、県土づくりプラン等で事業の見通しを示して参ります。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県土木建築調査設計団体協議会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p><建築設計関係> (現状) ・一級建築士は大学卒業後、2年間の実務経験が義務付けられている上、合格率が12%程度で他に比べて非常に取得の困難な資格となっている。 さらに、残業の多さや給与の安さなど就業環境の悪さもあり、建築設計を自分の生業として目指す若い人が非常に少なくなっている。 ・建築設計においては、震災後の改築工事に加えて、耐震診断及び耐震改修の設計もあり、「建築構造技術者」の確保が困難な状況にある。 ・設備設計においては、震災後の復旧、復興工事に対応するため改修や改築建築物が多くなっており、「設備技術者」の確保が非常に困難である。</p> <p>(対応策) ・県内の建築設計事務所は、所員が数名の零細な事業所が多く、建築構造、設備技術者も限られている。これらの技術者の養成には長い年月を必要とすることから、公共工事の発注については、当面、国、県、市町村の発注計画を調整するなど、事業量の平準化が必要と考える。</p>	<p>(技術管理課) ・発注の平準化については、年度当初に年間発注計画を定め、早期発注など計画的な発注に努めております。 ・年度当初の4月から工事に着手できるようゼロ債務負担行為の設定を積極的に活用しております。 ・必要に応じ、特別な事情により年度内に完了できない工事は、繰越承認により年度を越えた適正な工期を確保するなど、柔軟な対応を図っております。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県土木建築調査設計団体協議会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>3 入札制度について 工事に関する測量等委託業務に係る現行の入札方式について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p><土木設計関係> □指名競争入札制度の活用 ・公共事業の最上流に位置する測量等の業務の善し悪しが重要であり、これまでの成果を反映できる指名競争入札制度の活用が、その品質確保の有効な手法の一つであると考え。 ・指名競争入札は、受注希望者の能力や信用度、地域貢献度等を指名の段階で調査・確認できる制度であると考え。 ・地域経済や雇用など、企業と地域の関わりを考慮すれば、地元企業の受注機会を確保することは大切であると考え。</p>	<p>(入札監理課) 工事に関する測量等委託業務については、原則として指名競争入札により実施しておりますが、技術力と価格を総合的に評価する総合評価方式も試行的に導入しております。この総合評価方式においては、同一市町村での業務実績や災害対応実績などを地域社会への貢献として評価し、地元企業の受注機会の確保に努めております。 今後とも、制度の活用状況等について、分析・検証を進め、より良い入札制度の構築に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【参考】測量等委託業務の指名競争等実施率(平成25年度) (指名1,304+随意契約459)/1,907=92.4%</p>
	<p><建築設計関係> ① 建築設計(設備設計を含む)の大半はCADデータなので、電子閲覧の拡充をお願いしたい。 ② 建築設計の電子入札導入を促進していただきたい。 ③ 建築設計は、震災復興や耐震改修促進法による建築物の耐震化で多忙な状況が続いており、競争入札の場合は、当面、指名競争入札を原則として採用していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) ①現在、農林水産部及び土木部発注の測量等委託業務に係る入札においては、個人情報が含まれるものを除いて、原則、全件で電子閲覧を実施することとしております。 ②電子入札の導入については、可能な限り推進してまいりたいとは考えておりますが、電子入札利用登録をしている業者数が有資格業者数の1/3(3分の1)程度に止まっている現状では、電子入札利用者登録数の拡大を図ることが課題であると認識しております。 ③平成25年度の建築設計では、97%が指名競争と随意契約となっており、指名競争入札が標準的な発注方法となっております。</p> <p>【参考】電子入札利用者登録数(平成26年4月現在) 測量等委託業務:308/834=36.9%</p> <p>【参考】建築設計の指名競争等実施率(平成25年度) 建築設計:(指名98+随意契約6)/107=97.2%</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

福島県土木建築調査設計団体協議会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>4 品確法等三法改正について 工事に係る品確法等三法の改正を踏まえて、設計等の委託業務において発注者に対する御意見があればお聞かせください。</p>	<p><土木設計関係> <input type="checkbox"/>調査・設計の品質確保のための技術者評価について インフラの老朽化対策に携わる者の専門資格については、専門資格を充足する地元業者は限定されてしまうことが懸念される。国土強靱化法によるインフラの老朽化対策については、地元業者を積極的に活用するため、特定の専門業務に関する講習会等を受講することで業務を受注できる方式の採択をお願いしたい。</p>	<p>(建設産業室) 品質確保のための技術者の評価については、総合評価方式により技術者を適切に評価することとしておりますが、インフラの老朽化対策の技術者の評価については、今後の技術者資格制度の動向を見ながら検討してまいります。</p>
<p>5 その他 その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p><土木・建築共通> <input type="checkbox"/>入札開札時間の短縮について ・公平・公正な入札事務の執行は理解するところですが、入札開札業務の手順が各振興局で異なるのか、時間の長短に差があるので、スピーディな事務執行をお願いしたい。</p> <p><建築設計関係> ・大震災から3年9ヶ月が経過するが、県内外で12万人以上の県民が避難生活を送っており、未だ非常時であると考え。復興に係る公共工事の速やかな着工は、県民に新たな希望を持たせるものであることから、県が復興を成し遂げる当面の期間は、設計から発注までの期間を可能な限り短縮していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 開札手順については、入札監理課でシナリオを作成し、円滑な事務執行に努めているところですが、各地方振興局における実態等を確認の上、引き続き迅速で公正な業務遂行に取り組んでまいります。</p> <p>(入札監理課) 福島県は、まだ「有事」の状態にある、緊急時が続いているとの危機意識の下、県民の生命や財産等を守るため、緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約制度を活用し、速やかに発注し、地域に精通した企業による迅速で円滑な施工に努めているところ。</p>

第50回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

個別事業者

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>2 元請・下請関係の適正化対策について (1)平成26年2月の労務単価の改正による適切な賃金水準確保のため、御意見等があればお聞かせください。また、その状況を貴協会がどのように認識されているかお聞かせください。</p>	<p>労務単価については被災3県ということもあり割高な面もあるが、施工規模の大小を問わず同じ歩掛かりを適用した場合、労務費の面で厳しい工種もある。</p>	<p>(技術管理課) 設計労務単価は、毎年10月に国と県等が公共工事を受注している建設業者の賃金台帳を基に、労働者の賃金実態を調査する公共工事労務費調査の結果を基に国が都道府県別に設定しています。</p>
<p>3 入札不調について (2)県では各種の入札不調対策を講じているところですが、不調対策に有効と思われる取組みがあればお聞かせください。</p>	<p>発注時期の分散化。</p>	<p>(農林技術課、技術管理課) 工事の発注については、年度当初に年間発注計画を定め、早期発注など計画的な発注に努めているところです。 また、工事施工時期の平準化のために、債務負担の設定や0県債を積極的に活用してまいります。 なお、必要に応じ、特別な事情により年度内に完了できない工事は、繰越承認により年度を越えた適正な工期を確保するなど、柔軟な対応を図ってまいります。</p>
<p>4 電子入札・電子閲覧について (2)県では、電子入札・電子閲覧を導入し、入札者の負担軽減や事務の効率化を図っているところですが、その拡大についてどのようにお考えですか。</p>	<p>より一層の拡大を望みます。</p>	<p>(入札監理課) 今後も、電子入札・電子閲覧の実施拡大を図ってまいりたいと考えております。</p>
<p>6 品確法等三法改正について (2)品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。</p>	<p>品質確保のため最低価格水準の引き上げを望みます。</p>	<p>(入札監理課) 最低制限価格等については、国の平成25年5月16日からの水準引き上げを受け、福島県においても、平成25年9月10日から水準を引き上げ、予定価格の概ね85%から90%程度であった従来の水準から2%程度引き上げ、予定価格の概ね87%から92%程度の水準としたところであります。 今後も、国の動向等を見据えながら工事の品質確保が図られるよう、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。</p>